

◆ ケアマネジャーのための情報誌 ◆

ケアマネ
SAPPORO

2004.2.1発行

発行

札幌市介護支援専門員連絡協議会

事務局

札幌市社会福祉協議会地域ケア推進部

札幌市中央区大通西19丁目

札幌市社会福祉総合センター内

TEL 011-612-6110

FAX 011-613-5486

第26号

障害者ケアマネジメントについて

東洋大学社会学部社会福祉学科教授 小澤 温

1998年に、身体障害、知的障害、精神障害の3障害者用のケアガイドライン（知的障害の場合は試案）が厚生省から公表され、それぞれの障害特性に応じた基本理念、介護の原則、ケアマネジメントの具体的な進め方などの点が明らかにされた。2000年には、知的障害者ケアガイドラインが公表され、2001年には、精神障害者ケアガイドラインの改訂版が公表された。これらのガイドラインに基づいた都道府県担当職員の研修も1998年から始まった。2002年3月には、厚生労働省から「障害者ケアガイドライン」（最終案）が公表され、3障害分野に共通したケアマネジメントの考え方が示されたが、あくまで、このガイドラインは大枠にとどまり、具体的なケアマネジメント推進は、主として障害種別のケアガイドラインの果たす役割が大きいと考えられる。

障害者ケアマネジメントは、2003年4月からの始まった支援費制度において大きな役割を果たすことが考えられたが、支援費制度の施行から8か月が過ぎ、制度の抱えている問題点も徐々に見えてきた。

問題点の一つ目は、市町村が支援費支給決定業務に追われ、サービス調整を含んだケアマネジメントがほとんどできていないことである。ホームヘルプサービスでは当初想定した支援費予算の見込みを大幅に上回ることが話題になったが、これは、ニーズを把握し、サービスの必要性を見極めるケアマネジメントシステムが支援費制度に組み込まれなかつたことが最大の要因といえる。

問題点の二つ目は、障害者ケアマネジメントの担い手として期待され、相談支援活動の拠点として位置づけられていた地域生活支援3事業のうち、市町村障害者生活支援事業（主に身体障害者を対象）と障害児（者）地域療育等支援事業（主に知的障害者、障害児を対象）が一般財源化され、国の事業としての補助が打ち切られたことである。この措置により、これらの事業の実施は都道府県・市町村の裁量に委ねられることになった。これもケアマネジメントを低調にした要因として考えられる。

こうした動きを受けて、2004年は支援費制度の見直しに向けた動きが出てくると思われる。緊急の課題は、地域における相談支援体制、ケアマネジメント体制の整備である。このことに関しては、都道府県・市町村の取り組みが特に重要である。

障害者ケアマネジメントにおける大きな課題として、地域におけるサービス提供機関の少ないことが従来から指摘されているが、支援費制度に移行しても、大幅に社会資源が増えたわけではない。こうした状況を背景に、2005年に行われる介護保険制度の見直しにおける障害者の位置づけが注目を集めている。現段階では、賛否両論さまざまな議論があり、先行きは不透明である。今後、介護保険を障害者領域で実施した場合の利点、懸念される点、高齢者と障害者とのニーズの違いなどを勘案しながら議論が進んでいくことになる。

札幌市からの情報提供

平成16年度から、「高齢者配食サービス」が変わります。

「食」の自立支援事業としての配食サービスの実施について

札幌市で実施している「高齢者配食サービス事業」は、平成7年より国庫補助を受け事業化したもので、平成14年度においては、登録者約2,200人、延配食数約30万食、金額にして約1億5千万円の規模で行われています。

平成16年度から、国の要綱において「配食サービス事業」が「「食」の自立支援事業」として移行されることとなり、本市においてもそれに沿った体制整備を行い、新たな形で実施することといたしましたので、その内容についてお知らせします。

1 「「食」の自立支援」と これからの配食サービス事業

「食事をとる」ということは、栄養素を取り入れると単に生物的な活動にとどまらず、買い出しや食品選択、調理、後片付け、ゴミだし、栄養管理、金銭管理といった、一連の生活行動が必要となります。しかし、高齢者が「配食サービス」を受けることは、こうした食にまつわる一連の生活行動を必要としない状況をつくることにもなり、逆にそれらの機会を奪ってしまうとも考えられます。「コンビニ弁当より安上がり」「配達してくれるから」などの安い動機で配食を利用するることは、まさに利用者の自立能力を低減させ、心身機能の低下を招くことにつながることにもなり得ます。

そのため、国の要綱において、今後の「配食サービス」事業については、利用者の①心身の状況、②生活環境、③地域（支援活動）の実情等についてアセスメントを行い、可能な限り「食」の自立を維持していくためにどのようなサービス提供がふさわしいのかを考え、配食を含めた食関連サービス（ヘルパーによる調理支援など）について利用調整を行った上で、配食提供を検討すること、また定期的な再アセスメントが必要であることが示されました。本市においても、16年度から国の要綱に沿う形で実施することとなり、その重要なポイントは「アセスメント」と「サービス利用調整」の2点となっています。

2 アセスメント及びサービス利用調整の実施方法

利用者の食事について考えたとき、各自の在宅サービス（ヘルパー・デイサービス等）の利用状況によって、「配食が必要な日」と、ヘルパーなどのサービス利用により「配食が不要な日」があるわけですが、これら食に関わるサービス状況は一元的な管理のもと、介護サービス等、日常生活全体の中で考えていく必要があります。

ケアマネジャーは、利用者に関する詳細なアセスメントを行い、介護保険サービスはもとより、介護保険外サービスや地域のインフォーマルサービスをも考慮したケアプランを作成し、在宅サービスの総合的な管理・コーディネートをしています。また、ケアマネジャーによるアセスメントは、国の示す「食」に関するアセスメントを十分に満たすものであると考えられます。

そこで、本市配食サービスの利用希望者のうち、要介護認定を受け介護保険サービスを受けている方については、配食にかかるアセスメントとサービスの利用調整に関して、ケアマネジャーのご協力のもと、必要な類（アセスメント票及び利用調整シート）を提出していただきました。これは、ケアマネジャーが従来から実施しているケアプラン作成のためのアセスメント等に基づき、配食サービスの必要性や頻度（週5日など）に関して簡単なコメントをもらうものです。ついては、ケアマネジャーの皆さんのご理解のもと、事業を進めていきたいと考えています。

3 平成16年度からの配食サービス事業の流れ

平成16年4月以降、札幌市高齢者配食サービスの利用を希望する場合の流れは、下記のとおりです。（札幌市高齢者配食サービスフロー参照）

(1) 配食サービスの申請から決定まで

「配食サービス」の申請受付窓口は、他の福祉サービス同様、これまでどおり各区保健福祉サービス課の総合相談となります。（申請書は、「高齢者配食サービス利用申請書」を使用します。）

その後、申請者（利用者）が利用している居宅介護支援事業者あてに、区からアセスメント等作成依頼書を送付します。ケアマネジャーは、①アセスメント票、②利用調整シート（②はケアプランの週間サービス計画表の写しで代用可）を作成し、区へ返送してください。

区では、アセスメント票及び利用調整シートをもとに配食の可否を決定し、その決定内容を本人及び居宅介護支援事業者へ通知します。（決定に際して、個別ケース検討を要すると考えられる場合には、担当のケアマネジャーを交えて、検討会を行う場合もあります。）

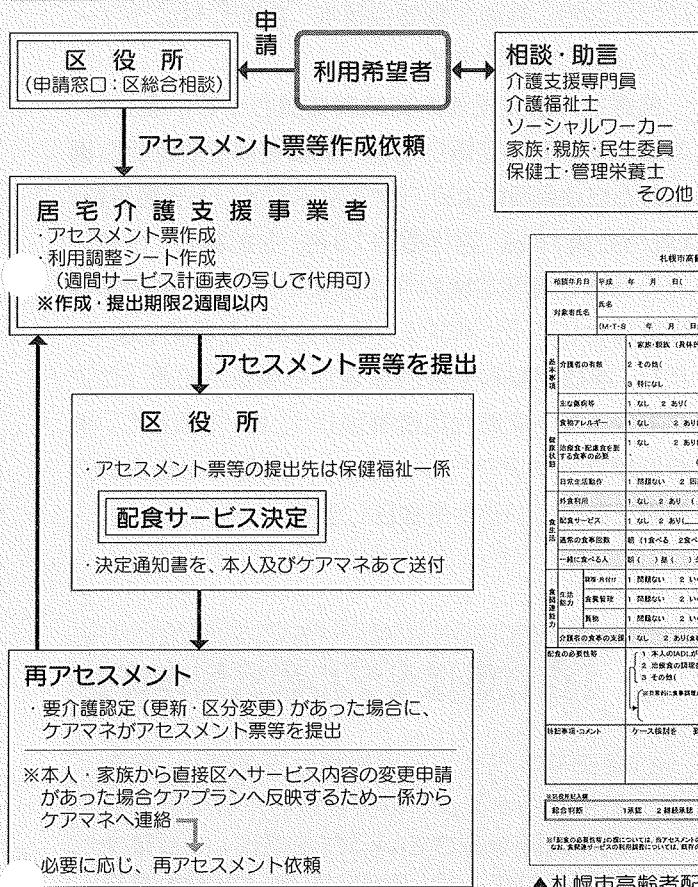
(2) 再アセスメント

「食」の自立支援においては、時間の経過による利用者の状況変化に合わせて、食関連サービスの適切な利用調整が必要であるため、配食サービスの全利用者について、当該サービスに関する定期的な再アセスメン

トが必要となります。そこで、利用者の要介護認定（更新・区分変更）の判定があった時点で、配食サービスのアセスメント票及び利用調整シートを提出してください。

なお、配食サービス利用者から区へ直接「サービス内容変更申請」の提出があった場合等は、支援事業者へ連絡をとり、ケアプランに反映して頂くこといたします。

札幌市高齢者配食サービスフロー



札幌市高齢者配食サービス 利用調整シート							
利用者氏名				男・女			
1 現在の食サービス内容							
①市配食販売希望量							
②市配食 販売利用者 東洋白土生食配食 () 日/週 () 月/年 シ () 日/週 (本販名) 始食便連サービス () () 日/月・週							
2 調整利用料 既往の由由							
3 調整後の食サービス内容							
市配食 () 日/週 (本販名) 材料費等							
4 利用不可承認・本人申訳							
5 選定選択プラン(本人・監視・施設・運送日)※選択肢を複数選んで下さい。							
日	月	火	水	木	金	土	日
朝食							
昼食							
夕食							
夜食							
6 他のサービス等							
①市のサービス等	備考(利用の有無、候封等)						
生活支援認ホームループ							
生活支援認ショットスティ							
サービス申請書							
②介護保険サービス	備考(利用の有無、候封等)						
③その他 ボランティア等	備考(利用の有無、候封等)						
(シート作成・審査所名)				氏名 ()			

▲札幌市高齢者配食サービス アヤスマント票

▲札幌市高齢者配食サービス 利用調整シート

ケアマネジャーは
確認しておきましょう 要介護認定申請者の主治医受診状況の確認について

要介護認定を行う際につきましては、認定申請書に記載していただいた医療機関に対し、区役所の保健福祉サービス課から「主治医意見書記載依頼」を行っております。

しかし、新規の場合でも更新の場合でも要介護認定の申請をした方がその医療機関を長期間受診していない場合があり、主治医意見書記載の依頼を受けた医療機関が主治医意見書の記載が困難であるケースが発生しています。

介護保険の法令上では、受診期間等についての定めはありませんが、これは、「要介護認定の申請をされる高齢者の方であれば、何らかの主訴があり、普段から医療機関を受診している場合が多い」という前提に立っているからです。

要介護認定は、ご存知のように、申請をいただいた方に「訪

問調査」を行い、医療機関から主治医意見書をいただきまして、介護認定審査会で審査判定をする訳ですが、古い情報をおもとにした主治医意見書が提出された場合、「訪問調査」の内容と食い違いが起こり、適正な審査判定ができるケースが出てきます。

保険者としても、ご家族等が窓口に申請にいらっしゃった場合やいろいろな機会を通じてお願ひしていきたいと考えておりますが、認定の代行申請をされる居宅介護支援事業所の皆様にも、申請をされる際に、できる範囲で結構ですので、ご家族やご本人に主治医である医療機関の受診状況をご確認していただきますようお願ひいたします。

自立促進モデルケアプラン支援事業 (ケアプランスーパーバイズ事業)について

(社)日本福祉士会北海道支部

介護保険制度施行以来、ケアプランの適正化について多くの議論がなされ、国では今年度「介護給付費適正化特別対策事業」として70億円規模の事業を予算化しました。北海道においても、取り組みについての働きかけがあり、当会ならではである「専門的なソーシャルワークの観点」からこの事業に関わることが出来ないかと、道担当部署と折衝を重ね、介護給付費適正化特別事業費より委託を受け「自立促進モデルケアプラン支援事業」を開始することになりました。

この事業では、本市のみならず全道的な視野に立ち、要介護者等に対するケアプランの内容やサービス提供状況を調査分析し、要介護状況の改善や要介護状況の進行防止に効果的なケアプラン作成の普及に努

めます。これにより全国的な課題のひとつへの検討につながり、共通の課題点等を、各市町村にフィードバックしていきます。

現場で介護支援専門員業務に携わっている立場、現場で指導的な立場や現場の職員を育ててきた立場にある当会会員により、「ケアマネジメント支援委員」(専門委員14名、地区委員15名)を配置し、行政による指導監査的な関わりではなく、同じ立場の業務従事者として「ケアプラン調査分析」を展開します。また、学識経験者や専門家等から構成される「ケアマネジメント実態検討委員会」(12名)を設置し、調査結果からケアプラン内容が、利用者の自立支援に効果をあげているかを検証します。

1 「ケアプラン調査分析」

道内6圏域30箇所の居宅介護支援事業所（札幌市内は9箇所を予定しています）にケアマネジメント支援委員を派遣し、ケアプラン内容について、聞き取り調査を行うとともに、ケアプラン内容についてアドバイスを実施、明らかになった課題の改善について助言を行います。派遣後のフォローが出来るように2～3回の訪問を予定しています。

2 「自立促進モデル事例集作成」

ケアマネジメント実態検討委員会が、調査結果からケアプラン内容が利用者の自立支援に効果をあげているかを検証し、結果を事例集にまとめ、道内の居宅介護支援事業所へ配付します。

ケアマネジメントの構造と過程からケアプランをどう評価するか、ということについては客観的指標の困難さが指摘されており、まだコンセンサスがとれていませんが、評価の方法としては、①構造、②過程、③成果のそれぞれにおいて、指標を設けるという一般的方法ではなく、「うまくいった事例」から考えるという視点に立ち、まず、成果が上がっているかどうかというところから評価していきます。また、客観的評価については認定調査における一次調査をデータとし、聞き取り調査を中心とする主観的評価

とを合わせ調査を実施していきます。それらのなかで普遍化できる取り組みを、具体的、かつ、活用できる事例集として作成し、道内の居宅介護支援事業所等に配付します。当会としては、この事業でケアプラン評価の一例を示していきたいと考えています。今後とも当会、当事業についてご支援とご協力をお願いいたします。

自立促進モデルケアプラン支援事業
事業推進事務局 石崎

「利用者の望む暮らし」実現のための ケアプラン作成

慈啓会介護総合相談センター 介護支援専門員 川島 志緒里

今年度から、介護支援専門員実務研修の内容が大幅に変更になりました。その中の第1~6表の記入手順の部分で、今までとは少し発想の転換が必要なところがありますのでご紹介します。

(第1表)

「利用者及び家族の介護に対する意向」の「介護」が「生活」に変更になりました。「利用者の望む介護」ではなく「望む暮らし」が実現できるようなケアプラン作成が必要となります。利用者・家族が望む暮らしとはどういう生活か、介護支援専門員が具体的にイメージできるところまで話し合うことから始める必要があります。「総合的な援助の方針」の欄には、「援助の方針」と緊急事態が想定される場合には、「緊急時の対応方法」として、対応方法や関係機関・連絡先を明記し、関係者が共通認識できるように記入する必要があります。

(第2表)

「生活全般の解決すべき課題(ニーズ)」には、「○○できない」というように利用者のネガティブな側面に焦点をあてて、書き並べる(ネガティブ羅列)のではなく、自立支援を目指す計画ですから「○○できるようになりたい」「○○したい」というように、利用者が主体的・意欲的に取り組めるような表現の方が良いでしょう。例えば、「浴槽が深いため、またぐことができないので自宅で入浴ができない(困難である)」をポジティブな側面に焦点をあてて「自宅で安全に好きなお風呂に入りたい」のように、「下肢筋力低下と玄関に段差があるために外出ができない」を「外出の機会を増やしたい」のように表現方法を変えるとケアプランを説明しても同意を得やすく、エンパワメントを引き出すこともできるのではないかでしょうか。ただし、「○○したい」という表現だからといって、デマンズをそのまま記入すればよいというのではなく、ニーズに置き換える作業は必要となります。ただし、説明する際、利用者自身の課題として改めて認識

してもらうためにも、アセスメントの中で利用者・家族が言った言葉(フレーズ)は、そのままの表現で記入した方が良いでしょう。

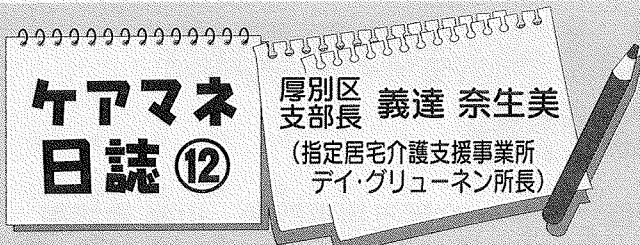
(第3表)

右端の「主な日常生活上の活動」の欄は、生活パターンを把握し、計画したサービスの提供時間の適正さや配慮すべき留意点を考える上でも、必ず記入しましょう。

(第6表)

居宅介護支援経過は、介護支援専門員が専門職として残す記録です。事務所間の連絡事項や利用者との面談の経過を整理して記録します。サービスの変更が必要な場合等は、変更した事実だけではなく、変更に至った判断根拠を記録します。虐待や介護放棄は「虐待」と記入するのではなく、認識した事実と根拠を記入します。他に、第1表の「利用者及び家族の生活に対する意向」や第2表の「ニーズ」において、サービス事業所に知られたくないことや、本人と家族の隠された事実や、認識の違いがある場合、本人・家族に説明できない(同意を得られない)ニーズ(例、被害妄想、虐待等)等は、この支援経過に記録します。

「望む暮らし」に近づけていくために、利用者の生活のどの部分を支えればよいかを考える際、今回の研修では、国際生活機能分類(ICF)の考え方を参考にしています。従来のマイナス面よりプラス面を重視する用語・考え方で、環境面の影響も含めて生活機能を見ようとするものです。活動制約・参加制限の部分を改善する条件整備という視点をとりいれていくと、自立支援に向けたより質の高いケアプランが作成できると思います。「どこを補うか」から「何をプラスするか」というケアプラン作成に取り組んでみましょう。身近に今回の実務研修を受講している人がいるなら、ぜひ研修テキストを見せていただくことを、受講者が側にいない方は、介護保険の法令・解説通知を再度熟読されることをおすすめします。



今日はFさんのデイサービス再開の日である。Fさんは脊髄小脳変性症で年2回入院治療をしながら奥さんとの在宅生活を続けている。前回の入院後より、話が続かなくなり、昔の話ばかりするようになっていた。週1回通っていたデイサービスにも行きたくないと言い出し、理由はいくら聞いてもわからない。デイサービスに行かなくなったらますます歩けなくなるし、お風呂も入れない…まずいなーと思いつながらも無理に勧める事をやめ、1ヶ月間のお休みを決行した。いまだに理由は分からぬが、1ヶ月が過ぎ、めでたく本日よりデイサービス再開予定。デイサービスの迎えが落ち着く10時頃をめがけて、おそるおそる「Fさんは行つてますか?」とセンターに電話をいれてみる。「きてますよ、心配してた歩行も大丈夫ですね」と担当者の明るい声。良かつた—まずは一段階クリア。「ちょっと見に行ってもいいですか?」と聞くとOK。

私は、利用者さんが、通所サービス等の利用中に、そこを訪問することが好きである。なかなか実行できないけれど、行くと利用者さんや担当スタッフとも一気に距離が縮まる。今回も久しぶりの利用となったFさんの姿をこの目で見たいと思った。センターに入っていくと、沢山の方がゲームをしたり、お話をしています。「Fさんは何処?」と探していると、ケアワーカーさんが来て案内してくれる。「あれ? 前に座ってた所と違うな」と思っていると「今日は足が腫れてる様なので足を挙上してもらっています」と優しく話してくれる。Fさんはいつものバジャマ姿とは別人のように、ネクタイ、ワイシャツ姿で週刊誌なんかがめている。家では新聞も読まなくなつたと言ってたのに…。

私も気づくと片手を上げ挨拶してくれる。「午後からお風呂だね」と言うと「うん、気持ちいいなー」と楽しげである。ケアワーカーさんも優しそうだし、Fさんも楽しそうだし、まずは今日は成功!と安心して帰所する。それにも一人では着替えがほとんどできないFさんがネクタイ、ワイシャツなんて奥さん大変だったろうなと思う。帰所後、奥さんにデイサービスでのFさんの様子を伝え、労をねぎらう。「昔からおしゃれだったからねー」と奥さん。どうか少しでも長く今の生活が続きますように…。

この日は、午後からもう1件デイケアの訪問の予定。パーキンソン病で体を動かさないとすぐ硬くなってしまうCさん。訪問すると、広いフロアでは、10数人がボール送りリレーをしている。時々大きな歓声が響くのを横目で見ながらCさんを探す。「あ、いた」リハビリ用らしいマットに一人で横になっている。「Cさんは一人では起きられないのに、ほっておかれてものでは?」と不安に思いつつ「Cさん、ちょっと様子うかがいに来ました、今リハビリですか?」と声を掛けみて。「あらー来てくれたの、今? 何してるんだろう?」と今ひとつはつきりしない。後で担当のPTに聞くとリハビリの休憩中だったらしい。あまり、リハビリにも積極的に取り組めないCさん…でも、少しずつでもリハビリが継続できますように…と願いつつ帰所する。

夕方近く、更新申請中のDさんより、「期限が切れるのにまだ保険証が送ってこない」と電話が入る。区役所に確認すると、「意見書が届いてないので出てません」と事務的な返事。「やっぱり」と半分あきらめ気分で電話をおく。Dさんには遅れている理由と認定が切れてもサービスはそのまま使えることを説明して了解してもらう。

この後、期限が迫っているアンケートに取り組みだした私は、自分でもクドいと思うほどケアマネジャーを取り巻く環境への不平不満を書いてしまった。今日も、また反省…で一日が終わつて行く。

平成15年度 札幌市介護支援専門員新任研修会

- 1 主 催 札幌市
 2 共 催 札幌市社会福祉協議会
 3 日 時 3月10日(水)9時30分~16時30分
 4 会 場 札幌市社会福祉総合センター大研修室(4階)
 5 研修内容 講義①(9:30~11:00)

- 「介護支援専門員の役割とケアマネジメント」
 札幌市保険福祉局介護保険課ケアマネジメント担当係長 葛西 正枝 氏
 講義②(11:00~12:30)
 「介護支援専門員に求められる相談援助技術」
 北星学園大学社会福祉学部助教授 高橋 学 氏
 講義③(13:30~15:00)
 「介護支援専門員の基本姿勢と利用者の人権の尊重について」
 北海道大学大学院法学研究科教授 倉田 聰 氏
 講義④(15:00~16:30)
 「リハビリの重要性について」
 札幌市身体障害者福祉センター理学療法士 鈴木 英樹 氏

- 6 参加対象 15年度の実務研修修了者又は予定者
 (現在、ケアプラン実務に携わって間もない介護支援専門員も参加可能です。)

- 7 定 員 300名
 (定員になり次第、締め切ります。)
 8 受講料 無料(昼食は各自でご用意ください。)
 9 申込方法 2月27日(金)までに同封の申込用紙をFAXにて送付してください。

- 10【問い合わせ先】
 札幌市社会福祉協議会地域ケア推進部
 札幌市中央区大通西19丁目
 札幌市社会福祉総合センター2階
 [電話 612-6110/FAX 613-5486]

Fビック

1. 介護保険施設利用者「住居費」負担へ

厚生労働省は、2005年度の介護保険制度の見直しで、施設利用者にも住居費を求める方針。自宅で暮らす在宅サービス利用者との負担格差をなくし、費用のかさむ施設サービスの利用を抑える狙い。高齢化で給付が膨らむ介護保険の財政安定化を目指す。ただ、プライバシーの確保が不十分な大部屋の利用者に住居費負担を求めるところへの反発が強いと考えられ、負担増は個室への改修と併せ、段階的に導入する方針。

2. 要介護認定の有効期間延長

厚生労働省は、要介護認定について、現行では更新の際に原則6ヶ月、最長1年となっている有効期間を原則1年、最長2年に延長する案を提示した。次回の社会保障審議会介護保険部会で了承されれば、今年の4月から実施する。

初めて認定を受ける際の有効期間は、現行の原則6ヶ月のまま。2年まで延長する場合は、介護の必要度の高い要介護度4から5に限るとしている。認定を行う介護認定審査会の委員数は現行の5人となっているが、更新に限り3人でも認める予定。

3. 「要支援」「要介護1」を居宅サービス対象から外し、介護予防サービスを新設

厚生労働省の改革案によると、要介護認定で「要支援」「要介護1」とされた高齢者については、「介護サービスが自立支援につながっていない」との指摘があることから、訪問介護など従来のサービス利用対象から外す考え。代わりに新設される介護予防サービスは、筋力トレーニング、食生活改善、口腔ケアなどを組み合わせ、心身状態の悪化を

防ぐもので、リハビリに有効な家事援助などは含まれる可能性もある。

2006年度から段階的に実施し、2009年度には新制度に切り替える計画で居宅サービス給付費は2割程度の節約になるとみられる。

4. 施設利用者を重度の要介護者に限る

また、介護保険施設への新規利用も現行の「要介護1以上」から「要介護2以上」にする予定。待機者が多数にのぼる中、介護が困難な重度の要介護者が入りやすい仕組みにするためで、将来的には「要介護3以上」にすることも検討している。

5. 介護保険料徴収を20歳以上に

2005年度の介護保険制度改正に向け、厚生労働省は「介護制度改革本部」を設置した。給付費の増加に対応するため、現在40歳以上が負担している介護保険料の徴収年齢を20歳以上に引き下げ、支援費制度と統合する案などについて具体的な検討を開始する。

また、給付の見直しも検討する方針で、具体的には、(1)重、軽度の認定者は引き続き保険の給付対象とするが、限度額やランクの分類を見直す、(2)ヘルパーが炊事などをする生活援助などが軽度の認定者の自立支援につながらない場合、リハビリや食事能力向上サービスなどに切り替える、(3)要介護3以上の重度認定者には医療的サービスを充実させる、などが挙がっている。

2005年の通常国会に法案を提出し、翌年4月の実施を目指す予定。

「老後の住まいを考える講演会・福祉用具展示会」

《目的》 高齢の方に適した住環境について市民、福祉関係者の理解を深めることを目的に本講演会を開催いたします。

また、福祉用具に関する理解を図るために福祉用具の展示会を併せて開催いたします。是非ご来場ください。

《主 催》 札幌市社会福祉協議会

《日 時》 平成16年3月3日(水)

記念講演会(13:30~15:00)

福祉用具展示会(13:00~16:00)

《会 場》 札幌市社会福祉総合センター 大研修室 (4階)
アトリウム(1階)

(中央区大通西19丁目 地下鉄東西線「西18丁目駅」下車)

《参 加 対 象》 高齢者の住環境に関心のある方ならどなたでも
参加できます。

《定 員》 300名(定員になり次第、締め切らせていただきます。)

《参 加 費》 無 料

《内 容》

・記念講演 4階 大研修室

「高齢者に適した住環境について(仮題)」

講師: 北海道情報大学 情報メディア学部 助教授 隼田 尚彦 氏

・福祉用具展示会 1階 アトリウム

福祉用具関連企業連絡会の協力による車いすや、電動ベッド、
入浴用品などの福祉用具の展示。

■申込方法

2月27日(金)までに同封の申込用紙を送付してください(FAX可)。
なお、展示会のみの参加の場合は申込みは必要ありません。

■申込み・問い合わせ先

札幌市社会福祉協議会 地域ケア推進部【担当 西村・黒牧】

札幌市中央区大通西19丁目 札幌市社会福祉総合センター2階
電話 612-6110 FAX 613-5486

掲示板コーナー

日時の末尾に《※》が付いている定例会は、他区支部の会員も参加できますので、ご確認のうえ、ご参加下さい。

○ 中央区支部定例会

日 時▶2月16日(月)18時45分～《※》
会 場▶札幌市社会福祉総合センター
テ マ▶ICFからケアマネジャー業務を考える
講 師▶はるに在宅支援部長 吉谷 敬 氏
問い合わせ先▶中央区基幹型在宅介護支援センター
 ↗ 281-6113

○ 北区支部定例会

日 時▶①2月18日(水)18時30分～20時《※》
 ②3月24日(水)18時30分～20時《※》
会 場▶北区民センター
テ マ▶①福祉オンブズマンの取り組みについて
 ②「介護保険制度」新年度の展望について
問い合わせ先▶北区基幹型在宅介護支援センター
 ↗ 757-6113

○ 東区支部定例会

日 時▶2月19日(木)18時30分～《※》
会 場▶東区民センター
テ マ▶実地指導について
講 師▶石狩支庁社会福祉課介護保険係長 西澤 靖宏 氏
問い合わせ先▶東区基幹型在宅介護支援センター
 ↗ 741-6401

○ 白石区支部定例会

日 時▶3月13日(土)13時30分～《※》
会 場▶白石区民センター
テ マ▶痴呆ケアについて考え方—地域で支え合うグループホームー
講 師▶グループホーム福寿荘総合施設長 武田 純子 氏
問い合わせ先▶白石区基幹型在宅介護支援センター
 ↗ 861-6116

○ 厚別区支部定例会

日 時▶①2月10日(火)18時～《※》
 ②3月 9日(火)18時～《※》
会 場▶厚別区民センター
テ マ▶①ケアマネジャーの現状と課題—施設の場合、居宅の場合—
 ②自己評価について
講 師▶①北海道医療大学看護福祉学部教授 石川 秀也 氏
問い合わせ先▶厚別区基幹型在宅介護支援センター
 ↗ 895-6101

○ 豊平区支部定例会

日 時▶①2月17日(火)18時30分～20時《※》
 ②3月16日(火)18時30分～20時《※》
会 場▶豊平区民センター
テ マ▶①不適切事例について考える
 ②介護支援専門員連絡協議会についての要望(ディスカッション)
講 師▶①西円山病院在宅ケアセンター次長 奥田 龍人 氏
問い合わせ先▶豊平区基幹型在宅介護支援センター
 ↗ 815-6108

○ 清田区支部定例会

日 時▶3月17日(水)18時30分～《※》
会 場▶清田総合庁舎
テ マ▶研修会
問い合わせ先▶清田区基幹型在宅介護支援センター
 ↗ 885-6109

○ 南区支部定例会

日 時▶3月8日(月)18時30分～《※》
会 場▶南区民センター
テ マ▶地域ケアについて
講 師▶北星学園大学社会福祉学部教授 大内 高雄 氏
問い合わせ先▶南区基幹型在宅介護支援センター
 ↗ 582-6104

○ 西区支部定例会

日 時▶3月16日(火)18時30分～《※》
会 場▶西区民センター
テ マ▶研修会
問い合わせ先▶西区基幹型在宅介護支援センター
 ↗ 614-6105

○ 手稲区支部定例会

日 時▶2月19日(木)18時30分～20時30分
会 場▶手稲区民センター
テ マ▶高齢者虐待について
講 師▶北星学園大学社会福祉学部教授 大内 高雄 氏
問い合わせ先▶手稲区基幹型在宅介護支援センター
 ↗ 695-6113

編 集 後 記

☆雪が降らなかった年末年始が懐かしく、除雪で疲労困憊の方も多いかと思います。適度な除雪は運動不足解消に最適だと思いますが、あまり無理をすると風邪をひく原因にもなりますので、ほどほどにしましょう。雪も程々に降ってくれればいいのに。
☆次回の制度改革に向けていろんな情報や憶測が飛び交っています。本誌でも情報や憶測ができる限り、トピックニュース等で紹介しますので、お役立て下さいね。
☆札幌市の新任研修が3月10日に開催されます。今年度合格した方だけでなく、前に合格していたけど、4月からケアマネやることになる方やケアマネやって間もない方なども参加できますので、どしどし申し込み下さいませ。
☆新年度に向けてばたばたしている方も多いと思いますが、勤務先や自宅の住所等変更になる場合、早めに事務局にお知らせ下さると大いに助かりますので、よろしくお願ひします。(志郎)